

(林業信用保証業務関係者限り)  
独信基 560 令和 6 年度第 1563 号  
令和 7 年 3 月 31 日

林業・木材産業関係団体 各位

独立行政法人農林漁業信用基金  
理事長 牧 元 幸 司  
( 公 印 省 略 )

林業信用保証業務細則第 17 条第 3 項の規定に基づき  
連帯保証人を立てることを免ずる保証の取扱要領の変更について

謹啓 時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

当信用基金の林業信用保証業務につきましては、平素より格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当信用基金では、「林業信用保証業務細則第 17 条第 3 項の規定に基づき連帯保証人を立てることを免ずる保証の取扱要領」の一部を別紙新旧対照表のとおり変更しましたので、お知らせいたします。

なお、一部変更後の「林業信用保証業務細則第 17 条第 3 項の規定に基づき連帯保証人を立てることを免ずる保証の取扱要領」は、当信用基金のホームページ (<https://www.jaffic.go.jp/guide/rin/jigyousya/kiteirui.html>) に掲載いたします。

敬白

担当：林業信用保証業務部 本間、高橋 電話：03-3434-7826・7827 E-mail：rinhouhou@jaffic.go.jp
---

林業信用保証業務細則第 17 条第 3 項の規定に基づき連帯保証人を立てることを免ずる保証の取扱要領

(平成 27 年 3 月 26 日独信基 304 平成 26 年度第 299 号)

新旧対照表

変更後	変更前
<p>2 保証の対象者</p> <p>細則第 3 条に規定する者であって、次の要件を<u>全て</u>満たす法人とする。当該要件の充足の可否の判断に<u>当たっては、3</u>の提出書類に基づいて行うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 適時適切に財務<u>情報</u>等が提供されていること</p> <p><u>(4) 次に掲げる要件のいずれかを満たすこと</u></p> <p><u>ア 申込融資機関との連携により連帯保証人を不要とすることができる場合であって、次の要件を全て満たしていること</u></p> <p><u>① 申込融資機関が、プロパー融資について、連帯保証人を不要とし、担保による保全が図られていない融資残高があること(若しくは同じタイミングで上記と同内容の融資を行うこと)</u></p> <p><u>② 直近決算期において債務超過でないことかつ直近 2 期の決算期において減価償却前経常利益が連続して赤字でないこと</u></p> <p><u>③ 返済緩和している借入金がないこと</u></p> <p><u>イ 直近決算期において次の財務要件を全て満たしていること</u></p> <p><u>① 自己資本比率 20%以上</u></p> <p><u>② EBITDA 有利子負債倍率 10 倍以内</u></p> <p><u>③ 経常利益率 3%以上</u></p> <p><u>④ 返済緩和している借入金がないこと</u></p> <p><u>ウ 法人又は経営者が所有する不動産の担保提供があり、十分な保全が図られていること</u></p> <p><u>エ 個別の事案において、連帯保証人を不要として取り扱うことが適切かつ合理的であると認められること</u></p>	<p>2 保証の対象者</p> <p>細則第 3 条に規定する者であって、次の要件を<u>すべて</u>満たす法人とする。当該要件の充足の可否の判断に<u>あたっては、7</u>の提出書類に基づいて行うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 適時適切に財務<u>状況</u>等が提供されていること</p> <p><u>(4) 次の財務要件を満たしていること</u></p> <p><u>ア 無担保無保証人の場合</u></p> <p><u>以下の①を充足し、かつ②又は③の少なくとも 1 項目を充足すること</u></p> <p><u>イ 有担保無保証人の場合</u></p> <p><u>以下の①～③の項目のうち 1 項目以上を充足すること</u></p> <p><u>① 自己資本比率 20%以上</u></p> <p><u>② 使用総資本事業利益率 10%以上</u></p> <p><u>③ インタレスト・ガバレッジ・レーシオ 2.0 倍以上</u></p>

<p>(削る。)</p>	<p><u>3 保証に係る資金の種類</u>  <u>細則第5条第1項各号に掲げる資金であって、融資機関が行う独自の融資（次の要件をすべて満たすものに限る。当該要件の充足の可否の判断にあたっては、7の提出書類に基づいて行うものとする。）との協調融資に係るものとする。</u>  <u>(1) 無保証人融資であること</u>  <u>(2) 2(4)アの無担保無保証人の要件を満たす場合は、無担保融資であること</u>  <u>(3) (1)及び(2)のほか、保証付融資と同じ貸付期間及び償還方法であること</u>  <u>(4) 保証付融資の60%以上の割合の融資額であること（保証付融資に係る保証割合が100%の場合は、保証付融資の100%以上の割合の融資額であること）</u></p>
<p>(削る。)</p>	<p><u>4 担保</u>  <u>2(4)イの有担保保証の場合において、担保は保全の充足が図られる不動産等とするものとする。</u></p>
<p>(削る。)</p>	<p><u>5 保証形式</u>  <u>普通保証とする。</u></p>
<p>(削る。)</p>	<p><u>6 融資機関からの報告</u>  <u>(1) 独立行政法人農林漁業信用基金（以下「基金」という。）は、融資機関に対して被保証者の決算ごとに2(1)～(4)に掲げる要件の充足状況について報告を求めるものとする。</u>  <u>(2) 基金は、3の融資機関が行う独自の融資に求められる要件の充足状況に変化があった場合には、融資機関に対して速やかに報告を求めるものとする。</u></p>
<p><u>3</u> (略)</p>	<p><u>7</u> (略)</p>

4 その他

- (1) 本要領に定める無保証人保証の取扱いに当たって、本要領に定めのない事項については、独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）の諸規定（連帯保証人及び担保の徴求に係る規定を除く。）によるものとする。
- (2) 個人から無保証人保証の依頼があった場合は、別に定めがある場合を除き、1から4(1)までの定めに準じることとし、その適用については個別に判断するものとする。
- (3) 2の保証の対象者に該当する場合であっても、連帯保証人を立てることを免ずる保証の諾否は、信用基金の審査の上決定するものとする。

8 その他

- (1) 本要領に定める無保証人保証の取扱いにあたって、本要領に定めのない事項については、基金の諸規定（連帯保証人及び担保の徴求に係る規定を除く。）によるものとする。
  - (2) 個人から無保証人保証の依頼があった場合は、別に定めがある場合を除き、1から8(1)までの定めに準じることとし、その適用については個別に判断するものとする。
- (新設)

別紙

「無保証人保証」申込人資格要件申告書

令和 年 月 日

独立行政法人農林漁業信用基金 御中

住所  
融資機関本・支店名  
代表者名  
担当者

申込人（法人）	住所 法人名 代表者名
---------	-------------------

申込融資機関は、申込人が次の【必須確認事項】の(1)から(3)まで全て満たした上で、【選択確認事項】の(4)のAからEまでのいずれか一つを満たしていることを確認しております。なお、各要件に係る判断及び確認は申込融資機関によるものです。(該当する事項に☑)

【必須確認事項】

- (1) 法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されていること。
- (2) 法人と経営者間の資金のやりとり（役員報酬・賞与、配当、オーナーへの貸付け等）が、社会通念上適切な範囲を超えていないこと。
- (3) 適時適切に財務情報等が提供されていること。

【選択確認事項】

- (4) 次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。
- A 申込融資機関との連携により連帯保証人を不要とすることができる場合であって、次の①又は②のいずれか、及び③と④の項目を全て満たしていること。(該当する項目の確認欄に☑)
- ※申込人に対して今後適切に金融対応を行っていくとともに、農林漁業信用基金の保証を付さない融資（以下「プロパー融資」という。）について代表者個人保証を追加する場合は、農林漁業信用基金の保証を付した融資（以下「保証付融資」という。）においても代表者の個人保証を追加することについて農林漁業信用基金と協議します。協議することは、申込人にも説明の上了承を得ております。

別紙

別紙

独立行政法人農林漁業信用基金 御中

「無保証人保証」申込人資格要件申告書

私（法人）は、無保証人保証の申し込みを行う者であることを届け出いたします。  
私（法人）は、現在、本保証の資格要件に該当しており、今後も、継続して私（法人）と代表者（個人）の一体性の解消や財務基礎の強化並びに経営の透明性の確保に努め、申込金融機関に対する財務状況と経営状況等の報告（決算期毎）を適時適切に行うことを確約いたします。  
なお、当該確約を遵守しない場合は、代表者（個人）が個人保証することを含め独立行政法人農林漁業信用基金の指示に従います。

《無保証人保証の申込内容》

- ・申込金融機関（支店名） \_\_\_\_\_（ \_\_\_\_\_ 支店・本店）
- ・保証申込金額及び資金使途 \_\_\_\_\_ 千円（ \_\_\_\_\_ 千円（運転・設備） 該当□□印）
- （うち既存独立行政法人農林漁業信用基金保証付き融資の借換 \_\_\_\_\_ 千円）

年 月 日

住所  
名称  
代表者

印

《申込金融機関使用欄》

- 1 申込金融機関として、様式1「無保証人保証」申込人資格等要件確認様式に記載のとおり、申込人が下記の資格要件を満たしていることを確認しております。
- 2 申込人から報告された財務状況と経営状況の報告（決算期毎、様式2）を独立行政法人農林漁業信用基金に行うことを確約いたします。
- 3 本保証付融資と協調して行う当行（金庫／組合／連合会）の独自の融資に求められる要件の充足状況に変化があった場合には、速やかに独立行政法人農林漁業信用基金に報告すること（様式3）を確約いたします。

資格要件の内容（該当（ ）に○印）

- (1) 法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている。（ ）
- (2) 法人と経営者間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えていない。（ ）
- (3) 法人から適時適切に財務情報等が提供されており、本保証付き融資を実行後も提供する。（ ）
- (4) 法人のみの資産・収益力で借入返済が可能であり、次の「無担保無保証人要件」又は「有担保無保証人要件」のいずれかに該当する。

【無担保無保証人要件】  
以下の①を充足し、かつ②又は③の少なくとも1項目を充足する。（ ）

【有担保無保証人要件】  
法人及び経営者本人等の所有する不動産担保等にて保証の充足が図られ、以下の①～④の項目のうち1項目以上を充足する。（ ）

- ①自己資本比率が20%以上であること（ ）
- ②使用総資本事業利益率が10%以上であること（ ）
- ③インタレスト・カバレッジ・レシオが2.0倍以上であること（ ）

年 月 日

（申込金融機関） 金融機関本・支店  
代表者名

印

連絡先（ ） 担当者（ ）

※この申告書は申込人資格要件に該当することの届け出であり、融資及び保証の可否は申込金融機関及び農林漁業信用基金が審査の上決定します。

確認	項目	
□	① 連帯保証人を不要とし、かつ保金がないプロパー融資残高があること。	
	プロパー融資額の合計	a 千円
	連帯保証人を付している金額	b 千円
	保金額*	c 千円
	連帯保証人を不要とし、かつ保金がない金額(a-b-c)	千円
※担保による場合には申込融資機関の定めによる担保評価に基づく保金額、保証会社等による保証の場合には保証額。なお、連帯保証人を付した融資に紐づく保金額(抵当権等)は含まない。		
□	② 本保証付融資と同時に、連帯保証人を不要とし、かつ保金がないプロパー融資を実行すること。	
	本保証付融資と同時実行するプロパー融資額	a 千円
	連帯保証人を付す金額	b 千円
	保金額 <sup>(2)の項と同様</sup>	c 千円
	連帯保証人を不要とし、かつ保金がない金額(a-b-c)	千円
□	③ 直近決算期において債務超過でないことかつ直近2期の決算期において減価償却前経常利益が連続して赤字でないこと。	
	年 月期決算	純資産額 円
	年 月期決算	年 月期決算
	経常利益 a 円	経常利益 a 円
	減価償却費 b 円	減価償却費 b 円
	減価償却前経常利益 (a+b) 円	減価償却前経常利益 (a+b) 円
	④ 返済緩和している借入金がないこと。	

【留意点】

- ①及び②のプロパー融資額は、申込融資機関の定めによる与信額（個別貸付の場合は個別貸付額、極度貸付（当座貸越等）の場合は極度貸付額、両者が存在する場合は個別貸付額と極度貸付額を足した額）をご記入ください。
- ①及び②のプロパー融資額に、部分保証における融資機関負担分は含みません。
- ③における「直近2期の決算期」とは、記入日時点で申告書提出期限が到来している最新の決算となります。また、各勘定科目の数値については、決算書上の財務数値をそのままご記入ください。
- 減価償却費には、ソフトウェア償却や長期前払費用償却等、無形固定資産の償却費も含まれます。ただし、特別損失に計上されているものは含みません。

イ 直近の決算（ 年 月期）において、次の①から④の項目を全て満たしていること。（該当する項目の確認欄に☑）

確 認	項 目
<input type="checkbox"/>	① 自己資本比率20%以上であること。 自己資本比率： % 【計算式】 純資産額 ÷ ( 純資産額 + 負債額 ) × 100 純資産額 ( ) 円 ÷ ( 純資産額 ( ) 円 + 負債額 ( ) 円 ) × 100
<input type="checkbox"/>	② EBITDA有利子負債倍率が10倍以内であること。 EBITDA有利子負債倍率： 倍 【計算式】 ( 借入金・社債 - 現預金 ) ÷ ( 営業利益 + 減価償却費 ) 借入金・社債 ( ) 円 - 現預金 ( ) 円 ) ÷ ( 営業利益 ( ) 円 + 減価償却費 ( ) 円 )
<input type="checkbox"/>	③ 経常利益率3%以上であること。 経常利益率： % 【計算式】 経常利益額 ÷ 売上額 × 100 経常利益額 ( ) 円 ÷ 売上額 ( ) 円 × 100
<input type="checkbox"/>	④ 返済緩和している借入金がないこと。

【留意点】

- 各勘定科目の数値については、決算上の財務数値をそのままご記入ください。
- ②については、「営業利益+減価償却費」は「0」（ゼロ）を超えている必要があります。「借入金・社債-現預金」は、「0」（ゼロ）以下でも対象となります。
- 減価償却費には、ソフトウェア償却や長期前払費用償却等、無形固定資産の償却費も含まれます。ただし、営業外費用や特別損失に計上されているものは含みません。

ウ 法人又は経営者が所有する不動産の担保提供があり、十分な保全本が図られていること。（※不動産全部事項証明書等担保関係書類を添付します。）

エ 個別の事案において、下記理由により連帯保証人を不要として取り扱うことが適切かつ合理的であると認められること。

(理由)

(削る。)

様式 1

様式 1

**「無保証人保証」申込人資格等要件確認様式**

**1 申込人資格要件** 申込人 (法人)

(1) 法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている。  
 以下①～④のいずれか一つの項目かつ⑤又は⑥の項目を満たしている。(右端・該当欄に○をしてください。また、○は複数の項目に認識していただいて構いません。(2)～(4)においても同じ。))

該当項目	確認書類	該当
① 本社・工場・営業車等の営業用資産をすべて申込人が所有している。	不動産登記簿謄本、固定資産評価証明書、資産台帳等の申込人の所有を証明する書類	
② 本社・工場・営業車等の営業用資産の全部又は一部を申込人以外の者(経営者を含む)が所有しているが、申込人から適切な賃料が支払われている。	賃貸借契約書(写)	
③ 法人税法を根拠とする同族会社ではない。	確定申告書(決算書)の別表ニ「同族会社の判定に関する明細書(写)	
④ 申込金融機関の内部基準等に基づき「申込人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている。」と判断できる。	「申込人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている。」と判断したことを示す申込金融機関の理由説明書	
⑤ 取締役会の適切な牽制機能の発揮のため、取締役会又は監査役が選任以外の第三者から選任され、当該第三者が取締役会に出席し、開催している。	定款及び取締役会議事録(写)	
⑥ 役員報酬の決定プロセスのルール化、社内監査体制の確立等に対し外部専門家(弁護士、公認会計士、税理士等)の検証がなされている。	外部専門家(弁護士、公認会計士、税理士等)の検証を受けたことを示す報告書(写)	

(2) 法人と経営者間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えていない。  
 以下①～③のいずれか一つの項目を満たしている。(右端・該当欄に○をしてください。))

該当項目	確認書類	該当
① 役員報酬・配当・経営者への貸付等が同業・同規模の他社の平均的水準を上回っていないことについて外部専門家(弁護士、公認会計士、税理士等)の検証がなされている。	外部専門家(弁護士、公認会計士、税理士等)の検証を受けたことを示す報告書(写)	
② 事業上の必要が認められない申込人から経営者への貸付が行われていない、経営者が個人として消費した費用(飲食代等)について申込人の経理処理としていないことについて外部専門家(弁護士、公認会計士、税理士等)の検証がなされている。	外部専門家(弁護士、公認会計士、税理士等)の検証を受けたことを示す報告書(写)	
③ 申込金融機関の内部基準等に基づき「申込人と経営者間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えていない。」と判断できる。	「申込人と経営者間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えていない。」と判断したことを示す申込金融機関の理由説明書	

(3) 適時適切に財務情報等が提供されている。  
 以下①～④のいずれか一つの項目を満たしている。(右端・該当欄に○をしてください。))

該当項目	確認書類	該当
① 財務諸表の作成に携わった公認会計士又は税理士から「中小企業の会計に関する指針」の適用に関する項目について適用状況の確認を受け	日本税理士会連合会制定の「中小企業の会計に関する指針」の適用に関するチェックリスト	

	ている。		
②	財務諸表の作成に携わった公認会計士又は税理士から「中小企業の会計に関する基本要領」のすべての項目について適用状況の確認を受けている。	日本税理士会連合会等制定の「中小企業の会計に関する基本要領」の適用に関するチェックリスト	
③	会計参与設置会社	会計参与を設置している際に行った事項を示す書類	
④	金融商品取引法の適用を受ける会社並びにその子会社及び関連会社等	公認会計士又は監査法人の監査を受けたことを示す監査報告書（写）	
⑤	税理士法第33条の2に規定する計算事項等を記載した書面を税理士が作成している。	税理士法第33条の2に規定する計算事項等を記載した書面（写）	
⑥	申込金融機関の内部基準等に基づき「適時適切な財務情報が提供されている。」と判断できると判断している。	適時適切な財務情報が提供されていることを示す申込金融機関の理由説明書	

(4) 財務要件

無担保無保証人要件は、以下の①を充足し、かつ②又は③の少なくとも1項目を充足している。右担保無保証人要件は、以下の①から③の項目のうち、1項目以上を充足している。(右端・該当欄に○をしてください。)

① 自己資本比率 20%以上  該当

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{純資産の額}}{\text{純資産の額} + \text{負債の額}} \times 100$$

② 使用総資本事業利益率 10%以上  該当

$$\text{使用総資本事業利益率} = \frac{\text{営業利益} + \text{受取利息} + \text{受取配当金}}{\text{営業利益} + \text{受取利息} + \text{受取配当金} + \text{資産の額}} \times 100$$

③ インタレスト・カバレッジ・レシオ 2.0倍以上  該当

$$\text{インタレスト・カバレッジ・レシオ} = \frac{\text{営業利益} + \text{受取利息} + \text{受取配当金}}{\text{支払利息} + \text{割引料}}$$

(注) 算出根拠： 年 月 期決算、金額単位：円

2 協調融資要件

本保証付融資と協調して行う独自の融資に必要な(1)～(4)の要件について、下表のとおり充足しています。

- (1) 無保証人融資であること
- (2) 財務要件の適用にあたり無担保無保証人の要件を満たす場合は、無担保融資であること
- (3) (1)及び(2)のほか、保証付融資と同じ貸付期間及び償還方法であること
- (4) 保証付融資（下表A）の60%以上の割合の融資額であること（保証付融資に係る保証割合が100%の場合は、保証付融資（下表A）の100%以上の割合の融資額であること）

	資金の別	融資額 (千円)	Aに対する割合	融資条件				
				連帯保証人	担保	貸期 付戻	貸利率	償還 方法
A	本保証付 融資		100.0%					
B	金融機関 純自融資		%					
A+B	今回の融資 総額							

- (注)1 Aに対する割合は、下二行を切り捨てし下一行まで記入する。  
2 担保の欄には、融資額に対する充足状況を記入し、担保の提供がない場合は「無」と記入する。

### 3 申込融資機関の所見

(下欄に、貴金融機関として申込人に対し、無保証人保証で取り組みを行うこととした理由と今後の支援の内容を記入してください。)

金融機関本・支店名 \_\_\_\_\_ 担当者 ( \_\_\_\_\_ )

(削る。)

様式 2

様式 2

独立行政法人農林漁業信用基金 御中

年 月 日

**「無保証人保証」資格要件状況報告書**

金融機関・支店名  
担当者 ( )

取極金融機関として、(申込人(法人)) \_\_\_\_\_ の \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 期の確定決算に基づく財務状況や申込人と経営者個人の一体性の解消等の経営状況等の申込人からの報告に基づき、本保証の資格要件の充足状況について下記 1 のとおり確認しましたので、下記 2 の書類を添付のうえ報告します。

**1 申込資格要件**

(1) 法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている。  
以下①～④のいずれか一つの項目かつ⑤又は⑥の項目を満たしている。(右端・該当欄に○をしてください。また、○は複数の項目に記載していただいて構いません。(2)～(4)においても同じ。))

該当項目	該当
① 本社・工場・営業車等の営業用資産をすべて申込人が所有している。	
② 本社・工場・営業車等の営業用資産の全部又は一部を申込人以外の者(経営者を含む。)が所有しているが、申込人から適切な資料が支払われている。	
③ 法人税法を根拠とする同族会社ではない。	
④ 申込金融機関の内部基準等に基づき「申込人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている。」と判断できる。	
⑤ 取締役会の適切な牽制機能の発揮のため、取締役会又は監査役が親族以外の第三者から選任され、当該第三者が取締役会に出席し、開催されている。	
⑥ 役員報酬の決定プロセスのルール化、社内監査体制の確立等に対し外部専門家(弁護士、公認会計士、税理士等)の検証がなされている。	

(2) 法人と経営者間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えていない。  
以下①～③のいずれか一つの項目を満たしている。(右端・該当欄に○をしてください。))

該当項目	該当
① 役員報酬・配当・経営者への貸付等が同業・同規模の他社の平均的水準を上回っていないことについて外部専門家(弁護士、公認会計士、税理士等)の検証がなされている。	
② 事業上の必要が認められない申込人から経営者への貸付は行われていない、経営者が個人として消費した費用(飲食代等)について申込人の経理経理としていないことについて外部専門家(弁護士、公認会計士、税理士等)の検証がなされている。	
③ 申込金融機関の内部基準等に基づき「申込人と経営者間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えていない。」と判断できる。	

(3) 適時適切に財務情報等が提供されている。  
以下①～②のいずれか一つの項目を満たしている。(右端・該当欄に○をしてください。))

該当項目	該当
① 財務諸表の作成に携わった公認会計士又は税理士から「中小企業の会計に関する指針」のすべての項目について適用状況の確認を受けている。	
② 財務諸表の作成に携わった公認会計士又は税理士から「中小企業の会計に関する基本要領」のすべての項目について適用状況の確認を受けている。	

③	会計参事設置会社	
④	金融商品取引法の適用を受ける会社並びにその子会社及び関連会社等	
⑤	税理士法第33条の2に規定する計算事項等を記載した書面を税理士が作成している。	
⑥	申込金融機関の内部基準等に基づき「適時適切な財務情報が提供されている。」と判断できる。	

(4) 財務要件

無担保無保証人要件は、以下の①を充足し、かつ②又は③の少なくとも1項目を充足している。(有担保無保証人要件は、以下の①から③の項目のうち1項目以上を充足している。(右端・該当欄に○をしてください。))

① 自己資本比率	2.0%以上	該当
自己資本比率 = $\frac{\text{純資産の額}}{\text{総資産の額}} \times 100$	$\frac{\text{純資産の額}}{\text{総資産の額}} \times 100$	
② 使用総資本事業利益率	1.0%以上	該当
使用総資本事業利益率 = $\frac{\text{営業利益} + \text{受取利息} + \text{受取配当金}}{\text{総資産の額}} \times 100$	$\frac{\text{営業利益} + \text{受取利息} + \text{受取配当金}}{\text{総資産の額}} \times 100$	
③ インタレスト・カバレッジ・レシオ	2.0倍以上	該当
インタレスト・カバレッジ・レシオ = $\frac{\text{営業利益} + \text{受取利息} + \text{受取配当金}}{\text{支払利息} + \text{割引料}}$	$\frac{\text{営業利益} + \text{受取利息} + \text{受取配当金}}{\text{支払利息} + \text{割引料}}$	

(注) 算出根拠： 年 月期決算、金額単位：円

2 添付書類

- (1) 年 期決算書  
(2) 申込人資格要件の確認書類 (当初の資格要件の該当項目と変更がない場合は不要です。)

3 財務や経営状況等、資格要件に対する取扱金融機関の所見

(資格要件を充足しないことを確認した場合はプロパー融資等への対応を含め、貴金融機関として対応方針とその理由について記入してください。)

(削る。)

様式3

様式3

独立行政法人農林漁業信用基金 御中

年 月 日

「無保証人保証」付融資と協調して行っている独自の融資の状況について

金融機関・支店名 ( )  
担当者 ( )

「無保証人保証」付融資と協調して行っている独自の融資について、以下のとおり報告します。

**1 独自融資の融資条件（貸付金利を除く。）の変更**  
【変更前】

	資金の別	融資額 (千円)	Aに対する割合	融資条件				
				連帯保証人	担保	貸付期間	貸付利率	償還方法
A	本保証付融資		100.0%					
B	金融機関窓口融資		%					
A+B	今回の融資総額							

【変更後】

	資金の別	融資額 (千円)	Aに対する割合	融資条件				
				連帯保証人	担保	貸付期間	貸付利率	償還方法
A	本保証付融資		100.0%					
B	金融機関窓口融資		%					
A+B	今回の融資総額							

変更日 年 月 日

(注)1 Aに対する割合は、下二桁を切り捨てし下一桁まで記入する。  
2 担保の種類は、融資額に対する充足状況を記入し、担保の提供がない場合は「無」と記入する。

**2 1の変更に伴い独自融資に求められる要件を充足しなくなったことに対する取扱金融機関の所見**

(無保証人保証を解除せざるをえませんので、これに伴う対応などを記入してください。)

(注) 「無保証人保証」付融資と協調して行っている独自の融資に求められる要件について、その充足状況に変化があった場合に、本様式により取扱金融機関として速やかに独立行政法人農林漁業信用基金に報告する必要があります。

附 則  
この要領の変更は、令和7年4月1日から実施する。